

(事例8) 平成26年において、新築等をした家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供し、かつ、その家屋について増改築工事を行い、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けるとき

【記載例8-1】先の新築等をした家屋に係る住宅借入金等と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける場合で、先の新築等と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等の両方が特定取得に該当するとき

設 例

① 居住開始年月日	平成26年4月25日	
家屋に関する事項	土地等に関する事項	
家屋の取得対価の額	20,000,000円	土地等の取得対価の額 25,000,000円
家屋の総床面積	100.00㎡	土地等の総床面積 120.00㎡
うち居住用	100.00㎡	うち居住用 120.00㎡
交付を受ける補助金等の額	200,000円(平成26年6月25日交付)	
住宅借入金等に関する事項		
住宅借入金等の内訳	住宅及び土地等	
年末残高(当初借入金額)	29,300,000円(30,000,000円)	
② 居住開始年月日	平成26年10月25日	
増改築等の費用の額/うち居住用	5,000,000円/5,000,000円	
特定の増改築等に関する事項		
高齢者等居住改修工事等の費用の額	4,000,000円	
交付を受ける補助金等の合計額	1,200,000円(平成26年8月25日交付)	
控除を受ける者の年齢	60歳	
住宅借入金等に関する事項		
年末残高(当初借入金額)	4,800,000円(5,000,000円)	

※1 共有者なし

※2 工事の請負契約書の写し又は売買契約書の写し等から①及び②は特定取得に該当

※3 家屋は認定住宅に該当しない

→ 控除額計算明細書は、住宅の取得等及び住宅の増改築等ごとに作成する。

〔控除額計算明細書一面〕(後の増改築等分)

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 <input type="text" value="26"/> . <input type="text" value="10"/> . <input type="text" value="25"/> (平成 <input type="text" value="26"/> . <input type="text" value="10"/> . <input type="text" value="25"/>)	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の②の金額)	② <input type="text" value="5000000"/>	③ <input type="text" value="5000000"/>
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ <input type="text" value="50.00"/>	⑤ <input type="text" value="50.00"/>
うち居住用部分の(床)面積	⑥ <input type="text" value="50.00"/>	⑦ <input type="text" value="50.00"/>

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 <input type="text" value="26"/> . <input type="text" value="10"/> . <input type="text" value="25"/>
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨ <input type="text" value="5000000"/>
うち居住用部分の金額	⑩ <input type="text" value="5000000"/>

※ ⑨(補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の⑨)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① <input type="text" value="100"/>	② <input type="text" value="100"/>	③ <input type="text" value="100"/>	④ <input type="text" value="100"/>
あなたの持分に係る取得対価の額等	⑤ (①×①の①)又は(付表1)の①の①	⑥ (②×②の①)又は(付表1)の②の①	⑦ (⑤の②+⑥の②)又は(⑤の②+⑥の②)	⑧ (④×④の①、(付表1)の④の①又は④の①)
	<input type="text" value="5000000"/>	<input type="text" value="5000000"/>	<input type="text" value="5000000"/>	<input type="text" value="3800000"/>

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤ <input type="text" value="4800000"/>	⑥ <input type="text" value="4800000"/>	⑦ <input type="text" value="4800000"/>	⑧ <input type="text" value="4800000"/>
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の④の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑨ <input type="text" value="100.00"/>	⑩ <input type="text" value="100.00"/>	⑪ <input type="text" value="100.00"/>	⑫ <input type="text" value="100.00"/>
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑥の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑬ <input type="text" value="4800000"/>	⑭ <input type="text" value="4800000"/>	⑮ <input type="text" value="4800000"/>	⑯ <input type="text" value="4800000"/>
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑰ <input type="text" value="3800000"/>	⑱ <input type="text" value="3800000"/>	⑲ <input type="text" value="3800000"/>	⑳ <input type="text" value="3800000"/>
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	㉑ <input type="text" value="100.0"/>	㉒ <input type="text" value="100.0"/>	㉓ <input type="text" value="100.0"/>	㉔ <input type="text" value="100.0"/>
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑰×㉑)	㉕ <input type="text" value="3800000"/>	㉖ <input type="text" value="3800000"/>	㉗ <input type="text" value="3800000"/>	㉘ <input type="text" value="3800000"/>
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑲の⑧+㉖の⑧+㉗の⑧+㉘の⑧) ※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。	⑳ <input type="text" value="3800000"/>			㉙ <input type="text" value="3800000"/>

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※50万円を超える場合に限りです。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)..... <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="text" value="4000000"/>	<input type="text" value="1200000"/>	<input type="text" value="2800000"/>
2 障害者(1に該当する方を除きます)..... <input type="checkbox"/>	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※50万円を超える場合に限りです。	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※50万円を超える場合に限りです。	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑬+⑭)
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます)..... <input type="checkbox"/>	<input type="text" value="2800000"/>	<input type="text" value="2800000"/>	<input type="text" value="2800000"/>
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑬又は⑭×④の①)	⑰ 特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高 (⑲と⑤のいずれか少ない方の金額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。))	⑱ <input type="text" value="2500000"/>

※ ⑫、⑬及び⑭について、特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円を超えるときに限ります。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号 <input type="text" value="5"/>
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑱の金額を転記します。	⑱ <input type="text" value="63000"/>

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に二面の⑱の金額を右に転記します。	⑲ <input type="text" value="356000"/>
---------	------	---------	--	---------------------------------------

- (注) 1 平成26年中に居住の用に供した場合でその居住に係る高齢者等居住改修工事等を含む増改築等が特定取得に該当するときの⑱欄は、250万円が最高限度額となる。
- 2 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る控除額計算明細書二面の「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の番号「5」を記載する。
- 3 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「重複適用」の文字を○で囲み、⑲欄の記載は後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る控除額計算明細書についてのみ行う。
- 4 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の新築等をした家屋に係る居住開始年月日等(例:平成26年4月25日居住開始(特定))と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る居住開始年月日等(例:増平成26年10月25日居住開始(特定))のいずれも記載(高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る居住開始年月日等を上段に、先の新築等をした家屋に係る居住開始年月日等を下段に記載)する。

〔控除額計算明細書(二面)〕 (後の増改築等分)

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。					⑨		3,800,000		円		
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円	
1	(2から7のいずれかを選択する場を除外します。)	平成26年中に居住の用に供した場	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	⑮	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	⑮	00
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	⑮				00		
		平成25年中に居住の用に供した場		⑨×0.01=	⑮			00			
		平成24年中に居住の用に供した場		⑨×0.01=	⑮			00			
		平成23年中に居住の用に供した場		⑨×0.01=	⑮			00			
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場		⑨×0.01=	⑮			00			
		平成20年中に居住の用に供した場		⑨×0.005=	⑮			00			
		平成19年中に居住の用に供した場		⑨×0.005=	⑮			00			
		平成18年中に居住の用に供した場		⑨×0.005=	⑮			00			
		平成17年中に居住の用に供した場		⑨×0.005=	⑮			00			
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場		⑨×0.006=	⑮	高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	⑮	00
		平成19年中に居住の用に供した場		⑨×0.006=	⑮			00			
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	⑮	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	⑮	00
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	⑮				00		
		平成25年中に居住の用に供した場		⑨×0.01=	⑮			00			
		平成24年中に居住の用に供した場		⑨×0.01=	⑮			00			
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場		⑨×0.012=	⑮			00			
		平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場		⑨×0.012=	⑮			00			

※1 ⑮の金額を一面の⑩欄に転記します。

※2 ⑩欄のこの欄の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑪欄も記載します。

2以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その住宅の取得等ごと(これらの住宅の取得等が同一の年に属するもので、上記の表の同じ欄を使用して計算するときを除きます。)に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その明細書の⑩欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等に係る明細書の⑩欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑮の金額)の合計額(住宅の取得等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)に記載します。	⑪	356,000	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑮の金額)の合計額に記載します。	⑪	00	円

※ ⑪の金額を一面の⑩欄に転記します。

(注)1 ⑪欄の記載は、後の高年齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る控除額計算明細書についてのみ行う。

2 ⑪欄の計算に当たっては、平成26年12月31日における住宅借入金等の金額につき増改築等住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分をし、その区分をした増改築等住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額ごとに次の①及び②の定めるところによりそれぞれ計算した金額(当該金額に100円未満の金額があるときは、これを切り捨てる。)の合計額(控除限度額を限度)とする。

① 増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき、措法第41条の3の2第1項又は第5項の規定により計算した金額

② 他の住宅借入金等の金額の合計額につき、措法第41条の規定により計算した金額
63,000円 + 293,000円 = 356,000円 < 400,000円(控除限度額)

〔控除額計算明細書一面〕(先の新築等分)

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	①	平成 26 . 4 . 25 (平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>)		
取得対価の額 (補償金等がある場合は(付表1)の②の金額)	②	1 9 8 0 0 0 0 0	③	2 5 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④	1 0 0 . 0 0	⑤	1 2 0 . 0 0
うち居住用部分の(床)面積	⑥	1 0 0 . 0 0	⑦	1 2 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧	平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/> 円
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の⑩の金額)	⑨	<input type="text"/> 円
うち居住用部分の金額	⑩	<input type="text"/> 円

※ ⑩(補助金等がある場合は(付表1)の⑩の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の⑨)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
あなたの持分に係る取得対価の額等	②	③(①×①の①)又は(付表1)の③の③	④(②+③の②)又は(③の②+①の②)	⑤(④×④の④、(付表1)の⑤(④×④)又は④の④)
		1 9 8 0 0 0 0 0	2 5 0 0 0 0 0 0	4 4 8 0 0 0 0 0

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑥ 住宅のみ	⑦ 土地等のみ	⑧ 住宅及び土地等	⑨ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑥	<input type="text"/>	2 9 3 0 0 0 0 0	<input type="text"/>
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑦	<input type="text"/>	1 0 0 . 0 0	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑪の金額 ※連帯債務がない場合には、⑥の金額を書きます。	⑧	<input type="text"/>	2 9 3 0 0 0 0 0	<input type="text"/>
⑥と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨	<input type="text"/>	2 9 3 0 0 0 0 0	<input type="text"/>
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑩	⑪÷⑥	1 0 0 . 0	⑫÷⑨
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑨×⑫)	⑬	<input type="text"/>	1 0 0 . 0	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑬の⑬+⑦の⑬+⑧の⑬+⑨の⑬)	⑭	<input type="text"/>	2 9 3 0 0 0 0 0	<input type="text"/>
※ ⑭の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑭」欄に転記します。	⑮	<input type="text"/>	2 9 3 0 0 0 0 0	<input type="text"/>

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。 1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)…………… <input type="checkbox"/> 2 障害者(1に該当する方を除きます)…………… <input type="checkbox"/> 3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます)…………… <input type="checkbox"/> 同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	⑩	高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪	交付を受ける補助金等の合計額	⑫	(⑩-⑪) ※50万円を超える場合に限りです。
	⑬	断熱改修工事等の費用の額 ※50万円を超える場合に限りです。	⑭	特定断熱改修工事等の費用の額 ※50万円を超える場合に限りです。	⑮	特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑬+⑭)
	⑯	あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×⑮の⑮)	⑰	特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高 (⑬と⑯のいずれか少ない方の金額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。))	⑱	<input type="text"/>
	※ ⑯、⑰及び⑱について、特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円を超えるときに限りです。					

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑱の金額を転記します。	⑱	2 9 3 0 0 0

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	⑲	<input type="text"/> 0 0
---------	------	---------	---	--------------------------

- (注) 1 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の新築等をした家屋に係る控除額計算明細書二面の「住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合」の番号「1」を記載する。
2 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「重複適用」の文字を○で囲み、⑲欄の記載は後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等に係る控除額計算明細書についてのみ行う(先の新築等をした家屋に係る控除額計算明細書であるため、⑲欄は記載を要しない。)

〔控除額計算明細書(二面)〕 (先の新築等分)

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。				⑨ 29,300,000 円					
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から7のいずれかを選択する場を除外します。)	平成26年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=⑮	(最高40万円)円 293,000	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=⑮	(最高50万円)円 00
		平成25年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高20万円)円 00			認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき	⑨×0.01=⑮	(最高30万円)円 00
		平成24年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高20万円)円 00			平成25年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高30万円)円 00
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高30万円)円 00			平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高40万円)円 00
		平成23年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高40万円)円 00	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑨の金額(最高1,000万円) ⑰の金額()×0.02 + (⑨-⑰)×0.01=⑮	(最高12万5千円)円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高50万円)円 00			平成26年中に居住の用に供した住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑨の金額(最高1,000万円) ⑰の金額()×0.02 + (⑨-⑰)×0.01=⑮	(最高12万円)円 00
		平成20年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.005=⑮	(最高10万円)円 00			平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨の金額(最高1,000万円) ⑰の金額()×0.02 + (⑨-⑰)×0.01=⑮	(最高12万円)円 00
		平成19年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.005=⑮	(最高12万5千円)円 00			平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨の金額(最高1,000万円) ⑰の金額()×0.02 + (⑨-⑰)×0.01=⑮	(最高12万円)円 00
		平成18年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.005=⑮	(最高15万円)円 00			平成26年中に居住の用に供した住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑨の金額(最高1,000万円) ⑰の金額()×0.02 + (⑨-⑰)×0.01=⑮	(最高12万5千円)円 00
		平成17年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.005=⑮	(最高20万円)円 00			平成26年中に居住の用に供した住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑨の金額(最高1,000万円) ⑰の金額()×0.02 + (⑨-⑰)×0.01=⑮	(最高12万円)円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.006=⑮	(最高12万円)円 00	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑨の金額(最高1,000万円) ⑰の金額()×0.02 + (⑨-⑰)×0.01=⑮	(最高12万5千円)円 00
		平成19年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.006=⑮	(最高15万円)円 00			平成26年中に居住の用に供した住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑨の金額(最高1,000万円) ⑰の金額()×0.02 + (⑨-⑰)×0.01=⑮	(最高12万円)円 00
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=⑮	(最高50万円)円 00	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成26年12月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.012=⑮	(最高60万円)円 00
		平成25年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高30万円)円 00			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.012=⑮	(最高36万円)円 00
		平成25年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高30万円)円 00			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.012=⑮	(最高48万円)円 00
		平成24年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=⑮	(最高40万円)円 00					
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.012=⑮	(最高60万円)円 00					

※1 ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

※2 ⑮欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑲欄も記載します。

2以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その住宅の取得等ごと(これらの住宅の取得等が同一の年に属するもので、上記の表の同じ欄を使用して計算するときを除きます。)に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。その明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等に係る明細書の⑮欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑮の金額)の合計額(住宅の取得等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑲	00 円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑮の金額)の合計額を記載します。	⑲	00 円

※ ⑲の金額を一面の⑲欄に転記します。

(注) ⑲欄は記載を要しない。

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成26年分)

氏名 国税 太郎

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税若しくは相続時精算課税選択の特例(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これらを「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。
○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
すまい給付金	平26・6・25	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	200,000円
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。
なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家屋	⑤ 土地等
補助金等控除前の取得対価の額 ①	20,000,000円	25,000,000円
交付を受ける補助金等の合計額 ②	200,000	0
取得対価の額(①-②) ③	(赤字のときは0) 19,800,000	(赤字のときは0) 25,000,000

④の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑩欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑪欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額 ④	円
交付を受ける補助金等の合計額 ⑤	
増改築等の費用の額(④-⑤) ⑥	(赤字のときは0)

計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の⑩欄に転記してください。

計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の⑩の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑩の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えると、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※50万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※50万円を超える場合に限り、
円	円	円

計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の⑩欄に転記してください。

計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の⑪欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えると、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住居借入金特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	⑬ 家屋	⑭ 土地等	⑮ 合計	⑯ 増改築等
取得対価の額 ⑬	計算明細書の⑩又は⑪の② 円	計算明細書の⑩又は⑪の③ 円	⑬+⑭又は⑮+⑯ 円	計算明細書の⑩(3の⑥) 円
あなたの共有持分(計算明細書の①欄) ⑭	/	/		/
(⑬ × ⑭) ⑮	円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(※) ⑯				
あなたの持分に係る取得対価の額等(⑮ - ⑯) ⑰	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

補助金等がある場合は3の⑥の金額を転記してください。

計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑰又は⑱の金額をそれぞれ⑬の⑯欄又は⑭の⑯欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。